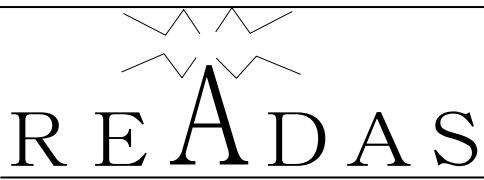


第 5552 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 9月14日 水曜日
-------------------------	---	---

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.souzokuzouyou.com>

④ 相続税の申告とマイナンバー

Q：相続税の申告時におけるマイナンバーの取扱い、どのようになりますか？

A：次のようになります。

【解説】

さきごろ、国税庁からマイナンバー制度における相続税・贈与税に関するFAQが公表されました。主な内容は、次のとおりです。

- ①マイナンバー（個人番号）の記載は、平成28年1月1日以降の相続又は遺贈（死因贈与を含む）により取得した財産に係る相続税の申告書から必要となります。
- ②被相続人のマイナンバーを確認することができない場合は、マイナンバーの記載は不要です。
- ③被相続人の本人確認書類の提示又は写しの添付は必要ありません。
- ④マイナンバーを記載した相続税の申告書を税務署に提出する際は、各相続人等の本人確認書類の写しを添付する必要があります。
- ⑤住民票の写しに同一世帯の者に係るマイナンバーが記載されている場合には、相続税の申告をする者以外のマイナンバーをマスキングしてください。
- ⑥相続税の申告書の控えを保管する場合は、その控えにはマイナンバーを記載しない（複写により控えを作成する場合は、マイナンバー部分が複写されない措置を講じる）など、マイナンバーの取扱いには十分注意してください。

